

諮問庁：警察庁長官

諮問日：令和7年8月22日（令和7年（行情）諮問第939号）

答申日：令和8年3月25日（令和7年度（行情）諮問第1067号）

事件名：特定内容を明確にした議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年6月5日付け令7警察庁甲情公発第85-1号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

不開示決定理由は「行政文書を取得、作成、保有していないため」であった。

情報公開法における行政文書に対する考え方は、下記を指す。

作成または取得については警察庁職員が職務上、業務として作成した、または入手した文書、図画、電磁的記録が対象となる。そして、その文書を警察庁職員が組織として共有し、業務で利用するものであれば、行政文書とみなされることは、当然のことである。かつ、警察庁が実際に所持している（管理している）、上記に該当する文書、図画、電磁的記録が対象である。

請求人は、現職の国会議員であり過去には大臣まで務めた「河野太郎」氏本人が、公のXというSNSで明らかにしたことを元にして、行政文書開示請求を行った。この85-1号の不開示決定が事実とすれば、警察庁と河野氏が会談した事実もなければ、河野氏の主張にある、「日本に住民票のない中国人が、来日して中国の運転免許証を日本の免許証に切り替えるのは今後認めないことを警察庁が明確にしました」という投稿、発言は「完全な虚偽」ということになる。それ程までに重い不開示

決定となる。

口頭でのやりとり記録なしの場合や、個人的メモや、業務の検討段階の資料は、一応、行政文書ではないとはなっている。だが、所謂、国会議員との質問レク、門取りなどは、警察庁の職員として職務上行なっている、業務として行っていることは明白な事実であろう。従って、これらは明確な行政文書として作成され、保管されるべきものと思料できる。

◆ 審査請求人決定所見

- ① 審査請求人は、請求内容が、一現職国会議員の出处進退に関わる重大内容と認識している。
- ② 上記①の指すところ関連関係文書は、行政文書の態様を示しており、「行政文書を作成・保管していない」との不開示決定での記載は、勘違い、間違いの恐れの可能性が高いと、審査請求人は思料する。

以上の事から、審査請求人は当該請求文書の全面不開示決定をした警察庁長官の決定は誤りであると考ええる。よって、警察庁長官としては情報公開法の趣旨を正しく理解され、「公益上の観点」も考慮されて、85-1号の不開示決定を取消しの上、全面開示をここに請求するものである。

(2) 意見書

ア 審査請求人による決定所見

理由説明書の内容は認められない。当該文書の開示を求める。

イ 上記所見理由

- (ア) 理由説明書4に部分に「国会等で質疑回答を行なってるが該当のような回答をしたことがない」「その為文書は作成取得していない」と書かれている。審査請求人は、レクや問取りの表現は使ったが、「国会答弁があったかどうか」などを基準にはしていない。従って、国会での質疑応答に限った話ではない。
- (イ) 理由説明書4の後半部分「国会対応行政文書ファイル」「執務室内机」「書庫」「パソコンファイル」など探索したがなかったとのこと。その努力自体には、心より感謝させて頂くが、とはいえ、審査請求人は、国会関連だけに限定はしていないので、河野太郎氏と日頃から接触のあった警察庁職員に聴取、メモなどの類い、メールのやり取りがなかったか探索すべきである。所が、理由説明書では、こうした探索が行なわれた旨が一切書かれていない。
- (ウ) 国務大臣まで務め、現在、与党の現職国会議員である河野太郎氏に付度などせず、正直に回答してることは感じられる。しかし、ここで、資料が一切無いとすると、河野氏は完全な虚偽を発言したことになり、それを指摘するにしても、慎重さが求められる。よって、

上記（イ）の部分の調査を願いたい。

#### ウ 結語

警察庁の方々が誠実な対応をされてることに心より感謝したい。その上で、不備を指摘させて頂いた。

審査請求人は、様々な相手に行政不服審査を行なってきたが、ほとんど形骸化しており、全面認容などまずあり得ない。統計がそれを示している。よって審査会におかれましては、厳正中立な立場から、そして国民の誰でもが納得出来る論理性持って、審査・判断を下していただきたいと切に願う。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

本件審査請求の対象である不開示決定（原処分）に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）において、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めている。

#### 2 原処分について

処分庁は、本件対象文書に係る行政文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないため、法9条2項の規定に基づき不開示とする決定を行い、行政文書不開示決定通知書（令和7年6月5日付け令7警察庁甲情公発第85-1号）により、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件開示請求について、「現職の国会議員であり過去には大臣まで務めた『河野太郎』氏本人が、公のXというSNSで明らかにしたことを元にして、本件開示請求を行った。原処分が事実とすれば、処分庁と河野氏が会談した事実もなければ、河野氏の投稿、発言は『完全な虚偽』ということになる。」、「国会議員との質問レク、問取りなどは、処分庁の職員として職務上行っている、業務として行っていることは明白な事実であろう。したがって、これらは明確な行政文書として作成され、保管されるべきものと思料できる。」旨を主張し、原処分を取り消し、本件対象文書を開示するよう求めている。

#### 4 原処分の妥当性について

法9条2項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書を保有していないときは、不開示決定をする旨規定している。

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であるところ、処分庁は、国会等において外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替える手続きの課題についての質疑に対して回答を行っているが、その中で、日本に住民票のない中国籍の者が所有する中国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替えることを認めないということを確認した事実はなく、そのため、本件対象文書の作成及び取得をしていない。

また、仮に作成するとすれば、「答弁資料」、「レク結果資料」等が想定されるところ、これらの文書は通常、「国会対応」の行政文書ファイルに保管されるものであり、令和7年における同行政文書ファイル内について探索を行ったが、本件対象文書は存在していなかった。

さらに、関係部署において執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書を保有していないことを確認したものである。

以上の理由により、処分庁は本件対象文書を保有していないことを確認したことから、法9条2項の規定に基づき、不開示決定をしたものである。

## 5 結語

以上のとおり、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年8月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年2月17日 審議
- ④ 同年3月18日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消して本件対象文書を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 国会議員からの質問や問合せ等があった場合、質問内容や回答の要旨を記載した文書を作成し、保管している。

イ 国会答弁や議員からの問合せ等において、外国免許切替手続の住所確認及び知識確認の厳格化等の見直しについて検討している旨の回答を行ったが、日本に住民票のない中国籍の者が所有する中国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替えることを認めないことを明確にした事実はなく、回答等も行っていないことから、本件対象文書は作成していない。

ウ 処分庁においては、開示請求時に、関係部署において、執務室内の

机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

エ 以上のことから、処分庁において、本件対象文書を作成し、又は取得しておらず、保有もしていない。

(2) これを検討するに、上記(1)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえ、これを覆すに足りる事情は認められない。

さらに、本件対象文書の探索範囲等も不十分であるとはいえないことから、警察庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、警察庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙（本件対象文書）

自民党衆議院議員の河野太郎氏は2025年5月12日、Xにて以下の投稿を行いました。「日本に住民票のない中国人が、来日して中国の運転免許証を日本の免許証に切り替えるのは今後認めないことを警察庁が明確にしました。」上記内容を警察庁が明確にした議事録、メモ、行政文書、公開文書、メール送信文書、これら全て。または、河野議員とのやり取りのあらゆる記録全て。